

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

## 1 都立図書館の運営（地域教育支援部）

## (1) 新多摩図書館開館に向けた準備

平成 29 年 1 月に予定している新多摩図書館（国分寺市泉町）開館に向け、中央図書館と多摩図書館の緊密な連携の下、着実に準備を進める。移転に伴う作業を円滑に行うとともに、東京マガジンバンク及び児童・青少年資料のサービス充実に向けて万全の準備を行い、新多摩図書館でのサービスを開始する。

## ア 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる約 17,000 誌の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。平成 29 年 1 月開館予定の新館では、開架閲覧サービスの大幅な拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 27 年度】常設展示（六つのサブテーマを設け 2 か月ごとに展示換え）

セミナー 1 回 （注）移転準備のため事業規模を縮小

## イ 児童・青少年サービスの推進

多摩図書館では、数多くの児童書、児童書や子供の読書に関する研究書等により、子供や子供の読書活動に関わる大人へのサービスを提供している。講師派遣、選書支援等の学校支援事業、区市町村立図書館職員対象の「子供の読書に関する講座」開催等を引き続き実施するとともに、平成 29 年 1 月開館予定の新館では選書コーナーを拡充し、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担いつつ、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

【平成 27 年度】

- ・東京都子供読書活動推進資料「子どもたちに物語の読み聞かせを」都内小学校 1 年生保護者への配布
- ・同「扉をあけてⅡ」の都内中学校 1 年生への配布
- ・同「羅針盤Ⅱ」の都内高校 1 年生への配布
- ・都立図書館・学校支援シリーズ「ひとりでよめるよ」の作成及び都内小学校への配布

## (2) サービスの一層の充実

## ア オリンピック・パラリンピック関連情報の多面的展開

首都東京の広域的・総合的情報拠点として都民の調査研究を支援するこれまでの事業に加え、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた新たな取組を推進する。中央図書館の 1 階には、オリンピック・パラリンピック関連情報や日本の伝統文化情報等の新コーナーを設置し、これらの資料・情報を核として、関連イベント実施、Web コンテンツ作成、学校支援サービスへの活用など、多様な方法でサービスを展開する。

また、外国語資料や各国情報の一層の充実を図るなど、外国人を含むより多くの利用者に活用される取組を実施する。

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

### 【平成 27 年度】

- ・ オンラインデータベースの無料提供 33 種類
- ・ 電子書籍の提供 741 タイトル

#### イ 次世代を育成する学校教育への支援

都内の学校に対して行っている児童・生徒の読書や学習活動、教職員の授業研究及び学校図書館運営等への支援事業を引き続き実施する。また、各学校における「オリンピック・パラリンピック教育」やアクティブ・ラーニング等の事業を、資料・情報面で支援する取組を推進する。

### 【平成 27 年度】

- ・ 学校からのレファレンスや読書相談 197 件
- ・ 都立特別支援学校 14 校との連携事業（出張おはなし会等）
- ・ 職場体験受入れ 中学校 6 校、10 名 都立特別支援学校高等部 1 校、1 名
- ・ 生徒と図書館をつなぐ取組 4 校、11 名

#### ウ 都政における施策推進への支援

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、一層のサービス充実を図る。オリンピック・パラリンピックの開催に向けて加速化する都庁各部署での施策推進を、都立図書館の資源を最大限に活用して支援する。

### 【平成 27 年度】政策立案支援サービス

レファレンス 1,891 件、資料の貸出 781 冊、複写枚数 6,163 枚

#### エ 利用拡大に向けた戦略的広報

都立図書館の存在やサービスの知名度を上げて来館を促すとともに、来館者に所蔵資料の魅力を伝え十分に資料を活用してもらうため、広報に関する取組を更に強化する。館外において開催されるイベントへの出展や、ソーシャルメディア（twitter 及び face book）の活用等により、都立図書館のサービスや事業の周知を図る。

また、ホームページリニューアルやパンフレットの刷新、デジタルサイネージ導入による情報発信等を実施するとともに、各広報媒体の多言語対応を推進する。

### 【平成 27 年度】

都立図書館ホームページトップページアクセス数 1,018,070 件

#### オ 誰もが快適に利用できる図書館環境の構築

都立図書館を快適に利用してもらうため、施設・設備の不具合を解消し、既存什器の有効活用等により閲覧環境を整備する。また、首都東京の、そしてオリンピック・パラリンピック開催都市の図書館として、外国人の利用に配慮し、サイン・看板の見直しや多言語対応、「FREE Wi-Fi&TOKYO」の一環として無料 Wi-Fi の整備等を推進する。

### (3) 都の行政施策及び都立図書館協議会提言に基づく事業の実施

#### ア 「第三次東京都子供読書活動推進計画」の推進

「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動に一層の推進を図る。教職員対象の研修への講師派遣や、外国語を母語とする子供の読書活動を支援する英語多読コーナー設置等の事業を実施する。

イ 第26期都立図書館協議会提言に基づく事業の実施

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」（平成27年3月提言）に基づき、新多摩図書館の施設を活用した読書活動への支援等を推進する。

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

【平成27年度】

東京都図書館研究交流会 5回

区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ13回

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成27年度】

都内区市町村立図書館への貸出協力図書74,865冊、雑誌7,970冊、計82,835冊

## 2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

(1) 読書活動の推進

ア 乳幼児の読書活動に関する取組

(ア) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供（都立図書館）

(イ) 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用（都立図書館）

(ウ) 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援（都立図書館）

イ 小・中学生の読書活動に関する取組

(ア) 朝読書や各教科等における読書活動の工夫

(イ) 異年齢交流事例の発信

(ウ) 学校図書館リニューアル事例の発信

(エ) 学校の読書活動支援（都立図書館）

ウ 高校生等の読書活動に関する取組

(ア) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

(イ) 各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫

(ウ) 書評合戦の実施

(エ) おすすめ本紹介・選書支援・書評に取り上げられた本情報の提供（都立図書館）

エ 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

(ア) 障害に応じた指導方法の工夫

(イ) 特別支援学校の読書環境整備

(2) 読書活動推進の基盤づくり

ア 読書活動推進状況等の調査

区市町村における読書活動推進状況、都立学校における読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況の調査を実施し、結果を区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう公表する。

イ 読書活動を支える人材の育成

(ア) 司書教諭等への研修の実施

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

- (イ) 都内公立図書館職員の研修の実施（都立図書館）
- (ウ) ボランティアによる地域ぐるみの読書活動推進
- (エ) 特別支援学校読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発（都立図書館）
- (3) オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の充実
  - ア 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実
    - オリンピック教育推進校における本を活用した取組を紹介するとともに、オリンピック教育読本や日本の良さを紹介する英語教材等の配布など、多様な資料の活用を通して、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国等を調べたり、発表したりする学習を充実する。
  - イ オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介（都立図書館）
    - オリンピック・パラリンピックの歴史やスポーツ関連のほか、日本文化の魅力を実感する本や各国を知るための本などの資料紹介等を行う。

### 3 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月、毎年11月の第一土曜日（平成28年度は11月5日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマによる記念行事を実施するとともに、10月から11月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨に則った事業を、都内の学校や都庁各局等において実施している。

### 4 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

#### (1) 文化財の保護

##### ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成28年3月11日現在 都指定文化財総数819件）

#### (ア) 平成27年度東京都指定文化財として指定したもの等

##### ○ 新たに指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（彫刻） 木造不動明王立像
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（風俗慣習） 奥沢神社の大蛇お練り行事
- ・ 東京都指定名勝 題経寺遼溪園
- ・ 東京都指定天然記念物（植物） 瑞龍のマツ

##### ○ 既に指定しているものに追加して指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（古文書） 旧多摩郡伊奈村名主石川家文書

##### ○ 指定を解除するもの

- ・東京都指定有形文化財（建造物） 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館）

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を実施している。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 27 年度】 国指定文化財 51 件、都指定文化財 40 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 27 年度】 202 件

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

文化財ウィークは、平成 27 年度で 18 回目となり、都民の方々への文化財情報の周知やウィークへの参加を推進してきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため文化財を巡るコースを設定し、テーマを決め、パンフレットを作成・配布した。

平成 27 年度の都内全域での文化財の公開は、309 か所 469 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 248 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 27 年度】 新規登録数 1,919 件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 27 年度】 博物館相当施設の指定 1 件

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

### (2) 埋蔵文化財の保護

#### ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るために、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付する。

#### イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、平成 27 年度の年間利用者数は約 28,000 人となっている。現在は指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

### (3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して次のような補助金を交付する。

#### ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについては、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地の買上げについては、都が単独で助成をする。

【平成 27 年度】 国指定 5 件、都指定 1 件の助成を実施

#### イ 有形文化財等の修理事業等

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 27 年度】 国指定 36 件、都指定 17 件の助成を実施

#### ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 27 年度】 国指定 10 件、都指定 13 件の助成を実施

#### エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 27 年度】 緊急発掘調査 38 件の助成を実施